

手当や費用の助成など、子育てを支援する制度を紹介します

子供のための制度

子育て給付課(TEL6384・1470 FAX6368・7349) ひとり親家庭支援担当(TEL6384・1471 FAX6368・7349)
保育幼稚園室 入園、経理・整備担当(TEL6384・1592 FAX6384・2105)、管理・運営担当(TEL6384・1541 FAX6384・2105)
のびのび子育てプラザ(TEL6816・8585 FAX6816・8588) 家庭児童相談室(TEL6384・1472 FAX6368・7349)
地域支援センター(TEL6339・6103 FAX6387・5734) 子育て政策室(TEL6170・7224 FAX6368・7349)

子育て費用の助成



■児童手当
中学3年生までの児童を育てている保護者に10月、2月、6月にそれぞれの前月分までを支給します。園子育て給付課。

子ども医療費助成

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの入・通院で受けた保険診療の一部を助成します。園子育て給付課。

児童扶養手当

ひとり親家庭などが対象。児童の父か母に障がいがある場合や、行方不明などの理由でも受給できる場合があります。18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。所得制限あり。園子育て給付課。

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の児童と保護者が入・通院で受けた保険診療の一部を助成します。18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。所得制限あり。園子育て給付課。

遺児手当・交通遺児手当

両親を失ったか、交通事故で一方の親を失った児童を育てている

人が対象。親に重い障がいがあるなどの理由でも受給できる場合があります。児童1人につき月8100円を中学3年生まで支給。所得制限あり。園子育て給付課。

保育料の無償化

主に3〜5歳の幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子供が対象。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、内容や手続きが異なります。事前に認定申請が必要。預かり保育や認可外保育施設などの無償化は3か月ごとに請求が必要。詳しくは市ホームページへ。園保育幼稚園室入園担当か経理・整備担当。

子供の一時預かり



緊急保育

保護者の入院など突発的な理由で保育ができなくなったとき、就学前の乳幼児を、期間を区切って保育所などで預かります。年齢や所得により保護者負担あり。園保育幼稚園室入園担当。

一時預かり

いずれも保護者負担あり。保育所など 保護者の断続的・短時間の就労や傷病などで一時的に

ター(のびのび子育てプラザ内TEL6816・8500)。

育児相談・その他



病児・病後児保育事業のページ

子育て支援コンシェルジュ

基本型 専任の相談員が、地域の子育て情報の提供や子育て相談を行います。園同コンシェルジュ専用ダイヤル(TEL6875・0665)。

子ども見守り家庭訪問

民生・児童委員、主任児童委員などが生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供を行います。園家庭児童相談室。

育児支援家庭訪問

子育てに関する相談や情報提供を行います。ボランティアの育児支援家庭訪問員が訪問します。園子育てに不安や孤立感を抱えるなど、支援が必要な家庭。園家庭児童相談室。

保育が必要なとき。実施施設など詳しくは市ホームページへ。園各実施施設へ。園保育幼稚園室管理・運営担当。



一時預かり事業のページ

のびのび子育てプラザ 保護者の傷病のほか看護・介護やリフレクシユなどの理由で一時的に保育が必要なとき。所同プラザ。園同プラザ一時預かり専用ダイヤル(TEL6816・8580)へ。

休日保育

日曜日、祝・休日などに、保護者が仕事などのやむをえない理由で保育ができないときに預かります。事前登録制、保護者負担あり。園こども発達支援センター。園保育幼稚園室管理・運営担当へ。

病児・病後児保育

就学前の乳幼児などが病気のときに、保護者が仕事などの理由で

こども発達支援センターの相談

発達支援が必要な児童について、専門的な視点から相談に応じます。園地域支援センター。

ひとり親家庭の自立支援・相談

給付金はいずれも所得制限あり。園子育て給付課ひとり親家庭支援担当。

自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講した場合、受講料の一部を支給。受講前に申請が必要。高等職業訓練促進給付金 看護師などの資格を取得するために養成機関で勉強する場合、月額10万円(課税世帯は月額7万5000円)を支給。事前に面談が必要。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

同試験のための受講費用の一部を支給。受講前に申請が必要。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

子供の修学や親の技能習得のための資金などを貸し付けます。事前に相談が必要。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭などの親が自立のための修業や就職活動、病気などで日常生活に支障が生じているときに、家庭生活支援員を派遣します。事前に相談・申請が必要。ファミリー・サポート・センター

利用料の助成

利用後1年以内に



▶新型コロナウイルス感染症の影響で掲載内容が中止・延期・変更になる場合があります
イベント等の開催の有無は市ホームページが各室課への問い合わせなどで確認してください

■ファミリー・サポート・センター
おおむね生後3か月〜小学生の子供がいる人(依頼会員)と、子供を自宅で預かることができる20歳以上の人(援助会員)が会員登録し、地域で援助する組織です。入会には講習会の受講が必要。援助を受けた依頼会員は、会則で定められた報酬を援助会員に支払います。3歳未満の多胎児を育てる家庭には補助があります。園同センター

■宿泊・夜間の保育
シヨートステイ 保護者の病気で出産、仕事などで一時的に家庭で保育ができなくなったとき。原則7日以内。
トワイライトステイ 保護者が仕事などで帰宅が遅く、児童の保育が難しいとき。午後8時まで。
いずれも所得により保護者負担あり。園児童養護施設など。園家庭児童相談室。

家庭で保育ができないときに預かります。保護者負担あり。実施施設など詳しくは市ホームページへ。園各実施施設へ。園保育幼稚園室管理・運営担当。